

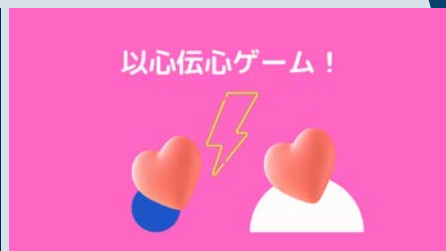
## オンライン忘年会を開催いたしました！



社労士法人では、コロナ禍においてこの2年間懇親会等のイベント開催を見送ってきましたが、2021年末オンライン忘年会を開催いたしました。初めての試みではありましたが、参加者全員がそれぞれ1年の振り返りを語ったり、チームごとに楽しめるゲームを行ったりと、社内が一丸となり盛り上がる貴重な機会となりました。

## オンライン忘年会は社労士法人のFPチームが企画しました！

FPチームとは・・・Friendly Projectの略で、コロナ禍において社内コミュニケーションを活性化するためのプロジェクトを企画・運営するチームを2020年に発足しました。これまでに、オンライン上でメンバーへの感謝を伝え合う「ありがとうチャンネル」の設置や社内ですっきり話してみたい人にオファーを出し1on1ミーティングを成立させる企画を行ってきました。今後もメンバー交流の機会作りを増やすプロジェクトを計画中です！



## TOPICS トピックス

## ■ 支援機関登録制度

税理士法人は、認定支援機関、M&A支援機関として登録しています。認定経営革新等支援機関(認定支援機関)とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関です。

認定支援機関は主に以下の支援を行います。

- ① 各種補助金の申請
- ② 資金調達支援
- ③ 経営改善計画策定支援
- ④ 税制優遇

M&A支援機関は、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するために設けられました。M&Aを成立させるためのマッチング支援をはじめ、売り手企業と買い手企業との条件のすり合わせや、全工程における進捗管理などのあらゆるサポートを行います。

なお、M&A支援機関を活用する際に発生する仲介手数料やFA費用は事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用型)の補助対象となります。詳細につきましては、税理士法人までお問い合わせください。

認定経営革新等支援機関

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

M&A支援機関登録制度

<https://ma-shienkikan.go.jp/>

## ■ 新入社員紹介 アーク&amp;パートナーズの新しい仲間を紹介します！



齋藤 彩花

所 属:社労士法人

入社年月日:令和4年2月1日

## ● 入社のきっかけを教えてください

転居により、転職することを決めました。前職で初めて人事労務の仕事を経験し、さらに専門的な知識を習得したいと思うようになり、応募いたしました。面接で実際にお話をさせていただく中で、アーク&パートナーズで仕事したいという思いが強くなり入社を決めました。

## ● これまでのようなことをしてきましたか？

前職では、3年間自動車業界で人事・労務を担当しておりました。前々職では、約7年間金融業界でコールセンター運営業務やシステム開発の営業事務を担当いたしました。

## ● 仕事をしていてやりがいを感じるときは？

お客さまと一緒に働く仲間に感謝されたとき、小さなことでも難しいことでも、立てた目標を達成することができたときです。

## ● 座右の銘を教えてください

「大切なのは、成功の為に努力し続けること」です。応援しているNBA選手の言葉ですが、最近3PTの新記録を更新したこともあり、この言葉が座右の銘になっています。仕事でもプライベートでも、成功したい!と思ったことは努力し続けたいと思います。

## ● 最後に意気込みを！

ご迷惑をおかけしてしまうことがあるかと思いますが、クライアントの皆様、アーク&パートナーズの皆さんと一緒に仕事ができる良かったなと思っていただけるよう頑張ります。どうぞよろしくお願ひいたします。



税理士法人  
代表・税理士 内藤 克

## 家族に自分の財産を 教えておかないと・・・

### ◆教えたくない気持ちはわかりますが

以前、50歳代の三人姉妹が相続人という申告案件を弁護士の先生から依頼されたことがありました。そこで驚いたのは「名義財産」が非常に多いことでした。よく相続税の税務調査で「名義預金課税に注意しなければならない」という話は聞きますが、税務調査を受けたわけでもないのに、財産リストには「長女A名義の株式」とか「次女B名義の会社に対する貸付金」などが連なっていたのです。どうやら亡父が生前、相続人の知らないうちに次々と名義を変更していたらしく、姉妹がお互いに「お姉ちゃん、自分の名義だっていう認識なかったじゃないの」「あんただって」の応酬の結果、生前贈与が意味のないものになり、分割協議を行う結果となってしまったのです。

### ◆デジタル財産があると一気にハードルが上がる

最近はとても探にくい財産が出現してきました。それは「デジタル財産」※1です。通常の銀行、証券会社、保険会社と異なり、口座が開設されてしまえば、あとはネットでの取引のみとなるため手掛かりは郵便物ではなく、故人のスマホやパソコンの中にあるデータとなります。

現在、ほとんどのパソコンやスマートフォンにはロックがかかっており、暗証番号や顔認証でログインする必要があります。そのため、デジタル遺産の調査は「PCやスマホのロック解除」から行われなくてはなりません。過去にFBIが押収したスマホにログインできないという事件がありました。犯罪捜査のプロであっても、容易にログインできないセキュリティです。パスワードは紙に書いて家族全員がわかるところにパスワード一覧表を紙で保管しておく必要があります（クラウド上ではそのクラウドにアクセスできない）。

※1 デジタル財産・・・ネットバンキング、ネット生保、ネット証券、FX、仮想通貨、Opay、家族との思い出の写真など



社会保険労務士法人  
社労士 戸澤 摂子

## 夫婦の家事分担

私事で恐縮ですが、気づけば結婚して間もなく20年を迎えます。この20年の結婚生活で、いい意味でも悪い意味でも様々な変化を経験してきましたが、結婚当初からずっと変わらないのは家庭内での家事分担です。夫はゴミ出し、毎食後の食器の片づけ・食器洗い、週2回の夕食作り、私は洗濯、掃除、週5回の食事作りです。決して私が夫に家事を押し付けたのではなく、お互いが効率よく家庭と仕事を回していくうえで自然と分担が成立していました。途中、出産や育児もありましたが、その家事分担は揺るぎなく現在も続いております。おかげで、結婚当初から共働きをずっと続けることができている。

今年4月から段階的に育児・介護休業法が改正されます。その主な目的は男性の育児休業取得促進です。現在、女性の育児休業取得率は80%を超えるにもかかわらず、約50%の女性が出産・育児を理由に退職しています。少子高齢化に伴う人口減少下の日本において、出産・育児による労働者の離職を防ぐためには女性に偏っている育児・家事を夫婦で協力しあえるような職場環境を整える必要があるというのが、今回の改正の背景にあります。厚生労働省の調査によると、夫が家事・育児を平日2時間以上行っていると、約7割弱の妻が出産前と同じ職場で就業を継続できるというデータもあるようです。

我が家では、圧倒的に私の方が家事に費やしている時間は多いですが、「ともに家事・育児をしている」という思いの方が強いです。今回の法改正により、男性、女性関係なく子供が生まれる予定の社員に対して育児休業取得予定の意向確認や制度説明などが会社の義務となりますが、男性の育児休業取得だけが目的になってしまっているのではないかと考えています。男性が育児休業を取得することで、家事・育児をともに経験し、継続的にお互いが協力しあえる家庭環境を構築するきっかけにすることが大切だと私は思います。



司法書士事務所  
司法書士 西田 誠

## 住所・氏名変更登記義務化へ

すでにお伝えしているとおり、2021年4月28日に相続登記の義務化を盛りこんだ民法や不動産登記法の改正法が公布されました。

そのなかで、2024年の相続登記の義務化より施行日が2年ほど遅い2026年4月までに施行が予定されている「住所・氏名変更登記の義務化」があります。

今回の相続登記の義務化は、所有者不明土地をなくすことを目的としていますが、その一環として「住所・氏名変更登記の義務化」がされました。

現在、登記簿に登記されている所有者の住所は、土地建物を購入した時点の住民票に記載されていた住所のままになっていることが少なくありません。住民票の住所は、住所が移転するたびに市区町村に届け出る必要があり、現在の住所が登録されていることが原則です。そのため、登記簿上の住所と現在の住民票の住所に相違があり、復興事業や売買取引を進めたくても所有者と連絡がとれないといった問題が生じています。

そこで今回の改正法では、「個人が住所・氏名を変更したときはその変更があった日から2年以内に変更の登記をしなければならない」と定められました。これを怠ると「5万円以下の過料」に処せられます。

ただし、所有者本人からの登記申請のほかに、法務局が本人の了解を得て市区町村の住基ネットに照会をかけて職権で変更登記ができることも定められました。このシステムを使うためには、あらかじめ所有者が住所氏名の情報のほかに「生年月日」も提供しておく必要があります。

では所有者が法人の場合はどうなるのでしょうか。

会社の場合も変更があった日から2年以内に変更登記をしなければならないのは同様です。ただし法人は個人とは違って法務局で登記されているので、法務局内部のシステムの連携により職権で変更登記がされることになりました。その前提として法務局内部での検索を容易にするために、不動産登記簿に法人の会社法人番号が登記されることも併せて定められました。



東京工科大学  
コーオプセンター長 戸井 朗人

## 東京工科大学のコーオプ教育

東京工科大学は、今年で創立36周年を迎えます。その中でも工学部は2015年に設置された新しい学部です。工学部設置にあたり、海外の大学も参考としながら実践的な教育方法として導入したのがコーオプ教育です。

コーオプ教育は、大学における専門的教育と実社会での就業経験を組み合わせることにより、学生に実践的な専門能力、社会人基礎力を身につけさせるとともに、将来の職業に対するビジョンを明確に持たせようとするものです。

東京工科大学工学部のコーオプ教育は、2年次又は3年次に行う企業実習を核としています。学生は約2ヶ月間、様々な分野に属する企業においてその企業の従業員として有給で働くこととなります。実習に先立ち、約1年間かけて大学で事前教育を行います。事前教育では、ビジネスマナーなどの社会人基礎力に加え、働くための積極性や自律性などの心構えを学ぶこととなります。

実習期間中、大学は学生及び企業にコンタクトして実習がスムーズに進むようにモニターします。ですが、基本的には学生自らが実習中に起こる様々な課題に対応し、乗り越えていくことが求められます。

このような実習をやり遂げた学生は、多くのことを学べます。大学の学びと実社会との繋がりを知ることはもちろんのこと、社会で働くためのスキルやマナー、さらには積極性や自律性を持って困難を乗り越えていくことの大切さに気づきます。また、希望する分野で働くことがイメージでき、明確なビジョンを持って将来を選択することに繋がります。中には、コーオプ実習が縁となり、受入企業に就職する者も例年一定数います。

昨年には、新たにコンピュータサイエンス学部、メディア学部、応用生物学部を対象とするコーオプ教育を開始しました。これら学部については春期、夏期休暇中に3週間の企業実習を行う短期のものとなっていますが、工学部のコーオプ教育と併せて発展させていきたいと考えています。このコーオプ教育についての詳細は 東京工科大学のホームページをご覧ください。

[https://www.teu.ac.jp/gakubu/eng/coop\\_edu.html](https://www.teu.ac.jp/gakubu/eng/coop_edu.html)

また、実習学生を受入れて頂く企業を募集していますので、よろしく願います。

<編集発行>



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階  
 税理士法人 TEL: 03-6551-2535/FAX: 03-6551-2534  
 社労士法人 TEL: 03-6551-2540/FAX: 03-6551-2541  
 司法書士事務所 TEL: 03-6551-2533/FAX: 03-6551-2534  
<http://s-arc.com/>

税理士法人・社労士法人は

Facebookにて  
最新情報をお届けしております。



お待ちしています♪

